

<自治基本条例Q&A>

1 自治基本条例とは？

- ・自治基本条例とは、わたしたちが安全で心豊かに安心して暮らせるように、まちづくりを進める上で基本となる理念・役割やルールを定めるものであり、美幌町という単位で物事を考えたり決めたりする場合、どのような考え方を基本にするのか、どのような方法で決めていくか、誰にどのような役割があるのか、ということを定める自治の基本的なルールとなるものです。
- ・具体的には、美幌町の自治の理念や自治の原則、町民の権利と責務、行政運営の原則など、美幌町の自治の基本となる事項を定めるものです。
- ・他の自治体の事例では、まちづくりへの住民参加、その具体的な制度や住民の権利・責務、議会や行政の役割・責務、協働のあり方、住民自治のあり方などを盛り込んだまちづくりの手段を示したものが多いようです。

2 なぜ今必要なですか？ ないどこまるのですか？

- ・平成12年以降、地方分権の推進により、国と地方は対等の関係とされ、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」ことが求められるようになってきました。美幌町においても、どのような考え方で、どのようなまちづくりを進めていくか明らかにし、そのためのルールを条例という形できちんと定めておく必要があると考えます。
- ・大きな背景としては、二つ考えられます。
 - 一つは地方分権の進展です。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置付けが、それまでの国の下請機関的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。そのため、地方自治体にはこれまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められています。
 - もう一つは社会環境の大きな変化です。町民ニーズやライフスタイルの多様化、そしてコミュニティの希薄化に拍車がかかる一方、少子高齢・人口減少社会の到来など新たな社会問題が生じてきました。そのため、今までどおりの町民と行政との係わり方では、十分に対応できなくなっていました。
 - そこで、これらの変化に対応し、町民の満足度と地域力を高めていくためには、主権者である町民が互いに協力し、行政と「協働」してまちづくりに積極的に参画することが重要であり、「町民・議会・行政がどのように協働し、まちづくりを進めていくか」その考え方やルールなどを定める必要性が生じています。

・本町のこれまでの状況？

- 本町では、地方分権時代にふさわしい、時代の潮流を見据えつつ、個性的で魅力あふれるまちづくりをめざし、第5期総合計画において、将来像の実現に向けた基本目標をめざすべき美幌町の姿を表した「町民憲章」に沿って、「元気で働き、豊かなまちに」「たがいに助け合い、温かなまちに」「きまりを守り、明るいまちに」「環境を整え、美しいまちに」「文化を高め、しあわせなまちに」「創意と工夫を活かし、誇れるまちに」の6項目を基本目標にまちづくりを進めています。
- 特に「たがいに助け合い、温かなまちに」や「創意と工夫を活かし、誇れるまちに」の中で「みんなでまちを育てる」ことや「情報を共有し、ともに進める」ことをめざし、自治基本条例の整備及び町民の参画機会の拡大が求められています。

- これまで「美幌町情報公開条例」等の条例の整備、審議会・委員会等の委員の公募枠の拡大、「お気軽に町長室」、「町長の車座トーク」の開催や各種行事や「グラフで見る財政状況」などの情報提供等の推進など、町政の透明性の確保に努めています。しかしながら、これらの取り組みが必ずしも町民と共有されたルール上に構築されたものではありませんでした。そのために、自治基本条例を制定することとしています。

3 條例ができると何が変わるのでですか？

- ・町民、議会、町長、行政の四者が、それぞれの役割と責務を理解し合い、共に考え行動することで町政運営が行われるようになると考えられます。
- ・自治基本条例ができたからといって、すぐに私たちの暮らしが劇的に変わることはありませんが、この条例は、長い時間をかけて、効果を現していくものと考えますし、考えていただきたい。
- ・町民と行政がそれぞれ何をするか、何をしなければならないのかが明確になり、審議会、各種委員会、ワークショップ、パブリックコメント等の町民参画や協働の仕組み、住民投票などの仕組みが整えられ、それに必要な町からの情報の提供、説明責任・応答責任などが義務付けられることになります。町民が「よりよい美幌をつくろう」と思ったときに、参画できる制度が整えられることにより、町民の意見が一層町政に生かされるようになり、住民自治の推進が図られることになります。

4 まちづくりの基本的なルールとはどういうものですか？

- ・先進自治体の状況をみると、一般的にまちづくりに対する町民の「参画」、町民・議会・行政による「協働」、そして、「参画」と「協働」の前提となる「情報の共有」の三つが、まちづくりの基本的な原則として考えられます。
- ・また、町民、議会、町長、行政の四者が、役割分担のもと、協力して(協働して)まちづくりを進めていくため、それぞれの役割と責務(責任)を定めるのが一般的となっています。

5 どんな「自治基本条例」を検討していくの？

- ・「自治」に関する基本的な事項は、地方自治法をはじめとする国の法令で定められていますが、地方分権が進展する今日、特に「住民自治」に関しては、必ずしも満たされていないと考えられています。国の法令に示されていない部分について、地域、町民の視点から定義することが、まさに住民自治の本旨に沿ったものといえます。
- ・そのことで、美幌町では、町民参画による協働のまちづくり、すなわち、自分たちのまちのことは自分たちが決め、自分たちで取り組んでいく「町政＝まちづくり＝住民自治の基本理念」と進め方などについて「(仮称)美幌町自治基本条例」の制定を検討していきたいと考えています。

6 町民はどのように町政に参加できるようになるのですか？

- ・町民ひとり一人がまちづくりに参加する機会が保障されるという基本原則に基づき、町民のみさんがパブリックコメントなど、いろいろな機会を通して意見を出したりすることで、積極的に町政に参画できるようになります。具体的にどのような方法でしていくのかは、この条例を受けて、今後考えていくことになります。

7 町民は必ずまちづくりに参加しなければいけないのでですか？

- ・町民のみなさんには、まちづくりに積極的にかかわることが期待されています。しかし、いろいろ

な事情により参加できない方もいます。参加しないことで、個人の権利に何ら影響を及ぼすものではありませんし、参加を強制されるものではありません。

8 この条例はどのようにつくるのですか？

- ・自治基本条例は、まちづくりの基本となるルールを定める重要な条例ですから、時間をかけて慎重につくる必要があります。
- ・平成19年12月に、公募による町民、団体推薦による町民、議会推薦の議員、町長、行政で構成された「みんなで創る自治基本条例町民会議」が発足し、委員のみなさんには、テーマに沿って議論を深め、条例案づくりに取り組んでいただくことを考えています。
- ・結果として、(仮称)「美幌町自治基本条例(案)」を提案願い、その条例(案)を最大限尊重し、町としての法制の確認を行い、美幌町議会に上程され審議され、結果として(仮称)「美幌町自治基本条例」の制定をされることを考えています。

9 自治基本条例の具体的な中身はどのようなものですか？

- ・主な内容としては、美幌町がどんな考え方を基本として町政を運営するかという基本理念、基本原則はもちろんのこと、地方自治の主役である町民の権利や責務、情報の共有、参画と協働、議会・行政の役割や責務、などを盛り込もうとしています。

10 「情報の共有」とか「参画」「協働」ってどういう意味ですか？

- ・議会や町長がどういう意志決定をしようとしているのか、情報がなければ判断できませんし、誤った情報しかなければその判断も誤ったものとなり得るわけです。美幌町が今何をしようとしているかということを知らなければ、町政に関わることも、判断することもできません。町の情報は、町民との共有財産であるという立場に立って考えることが、「情報の共有」の考え方です。
- ・「参画」というのは、行政が決めたことに参加するというだけではなくて、政策を決める前の段階から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わろうとするものと考えています。
- ・「協働」というのは、町民及び町がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、共に協力し働くことと考えています。
- ・「参画」、「協働」のどちらも、町民と行政がともに「よりよい美幌町をつくる」ために、それぞれが何をすべきか、一緒に協力して何をすべきかの考え方や仕組みを決めようとするものです。

11 憲法や地方自治法との関係はどういう関係ですか？

- ・地方自治の基本骨格は、すでに憲法や地方自治法で定められています。それは、地方自治の本旨に基づき、全国の地方自治体が基本的に満たす基本骨格です。しかし、環境の変化と、価値観やニーズの多様化に十分に対応し、まちづくりを進めるためには、地域の実情を踏まえた住民自治のあり方を独自に確立していく必要があります。
- ・地方自治法は全国一律に適用されるもので、国と地方との関係や仕事の分担、例えば、地方でできることとできないこと、できることをどういうような手続きでするのかが書いてあります。しかし、美幌町がどういうルールに従って町政を運営するのか、町民、議会、町長、行政がそれぞれどういう役割をするのか、ということは書いていないのです。
- ・一方では、地方分権一括法の施行に伴い、国から地方へ権限移譲が進展する今日、自治体が国と対等・協調の関係に立ち、自己決定・自己責任・自己負担に基づく分権型社会を築いていくため、自治の理念やあり方について定義付けておく必要があります。なお、独自にといつても、あ

くまで憲法や地方自治法に基づいて制定していくことは言うまでもありません。

1 2 地方自治の本旨には「団体自治」もありますが？

- ・憲法における「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」であるとされています。「団体自治」とは、簡単に言うと「美幌町のことは、(国から独立して)美幌町が行う」というものです。それに対して「住民自治」とは、簡単に言うと「地域のことを一番よく知る町民が参画してまちづくりを進める」ということです。
- ・さまざまな参画と協働の営みを通じて、町民主体のまちづくりを進めていくこと(=住民自治の充実)が美幌町の国や道に対して対等・協調して分権社会を創ること(=「団体自治」の充実)につながっていくと考えます。
- ・こうした考え方立って、「住民自治」のより一層の充実を図ることを美幌町の基本に据えようというのが自治条例制定の目的でもあります。

1 3 総合計画との関係はどういう関係ですか？

- ・総合計画は、美幌町として何を実現するのかという到達すべき目標を定め、その実現のための施策を体系化したものであり、自治条例は、住民自治(=まちづくり)を推進するための理念及び手続きを規定し、総合計画の目標をどのように実現するのかという手順を定めるものです。
- ・このことから、自治条例と総合計画は、それぞれの特徴に応じた役割分担により、ともに地域のまちづくりを支えていくものと考えられ、両者が相まって計画的な行政運営が推進されることになります。

1 4 議会との関係とは？

- ・地方自治はあくまでも町長、町議会議員を町民の代表とする間接民主主義が原則です。従って町民参画によって行政の責任が軽減されるものではありませんし、町民を代表する議会の活動がいわゆる住民自治の実現の大きな柱であることはいうまでもありません。
- ・自治条例は、こうした基本的な住民自治の制度を補完し、さらに充実した住民自治を実現するために、町民参画や協働の制度や手法を定め、充実した住民自治を町政の基本に高めていくこと(団体自治の補完)を定めようとするものです。

1 5 町民憲章との違いは？

- ・自治条例が理念のみを規定したものであれば、町民憲章とされて変わりはないかもしれません。一方、具体的な制度だけを規定したものであれば、「基本」とする意味がなくなります。自治条例は、理念、制度をともに盛り込んだ条例であり、町民憲章とは性格を異にするものです。

※ワークショップとは　・・講義形式のような一方的な知識伝達とは違って、参加者がグループに分かれて意見を交換し合い、そこで何かを学び合ったり創り出したりするなど、参加者が自ら体験しながら学んでいく作業をいいます。

※パブリックコメントとは　・・行政機関によるさまざまな施策や計画等について、案を公表し、その案に対して町民のみなさんからいただいたご意見や情報を考慮して、意志決定を行う制度をいいます。